

学生・保護者等の皆様

学校法人 名古屋大原学園

コロナウイルス感染症に係る対応の変更について

4月1日以降の教育活動の実施に当たり、マスク着用を求めないことを基本とする方針を文部科学省が3月17日に通知しました。また、5月8日から新型コロナ感染症を、感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行することが決定されました。

一連の動きを受け、当学園では、5月8日以降は以下のように対応いたします。

【1】学内におけるマスクの着用について

学生、教職員共に『個人の判断』に委ねます。

★咳やくしゃみの際は、咳エチケット（口や鼻をマスク・ハンカチ・ティッシュ・袖で覆う）を行ってください。

【2】学外におけるマスク着用について

個人の判断に委ねます。ただし、以下の場合はマスク着用を推奨します。

- ① 通学・通勤時に混雑した電車やバスを利用する場合
- ② 医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

【3】感染対策について

- ① 検温・手指アルコール消毒：当分の間継続します。
- ② 換気：教室内換気を引き続き行います。

【4】発熱等の症状がみられた場合

発熱やのどの痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合には、医療機関で受診をし、登校を控えてください。

【5】出席停止期間について

新型コロナに感染した際の出席停止（公欠）の期間は、以下の通りです。

- 「発症の翌日から5日間」かつ「症状が軽くなってから1日経過」するまで
※発症から10日間は、マスク着用の配慮をお願いいたします。

【6】ご家族、同居されている方が新型コロナに感染した場合

新型コロナに感染した方の発症日の翌日から5日間のご自身の体調に注意し、マスク着用の配慮をお願いします。
なお、感染が疑われる場合の欠席は、出席停止となりません。

※5月8日以降は、5類感染症に移行することから、保健所から「濃厚接触者」として特定されることはありません。

※学生に基礎疾患があり、感染不安を理由に欠席した場合は、基礎疾患がある旨医療機関の証明書を提出することにより出席停止を認めます。